

令和6年度食品ロス削減啓発事業（福岡エコ運動）広報等業務委託に係る提案競技実施要項

【資料】

- 資料1 事業提案書等作成要領
- 資料2 基本仕様書
- 資料3 提案・評価項目表

【様式】

- 様式1-1 提案参加申込書
- 様式1-2 委任状
- 様式1-3 誓約書
- 様式1-4 役員名簿
- 様式1-5 個人用財務諸表
- 様式2 提案参加辞退届
- 様式3 食品ロス削減啓発事業（福岡エコ運動）広報等業務委託に係る提案競技に関する質問書
- 様式4 同種または類似業務の実績表

この提案競技実施要項は、令和6年度食品ロス削減啓発事業（福岡エコ運動）広報等業務委託契約の相手方候補を選考するための提案について、留意すべき事項を定めたものである。

提案競技への参加を希望する事業者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を熟知した上で、提案を行うものとする。

1 名称

令和6年度食品ロス削減啓発事業（福岡エコ運動）広報等業務委託

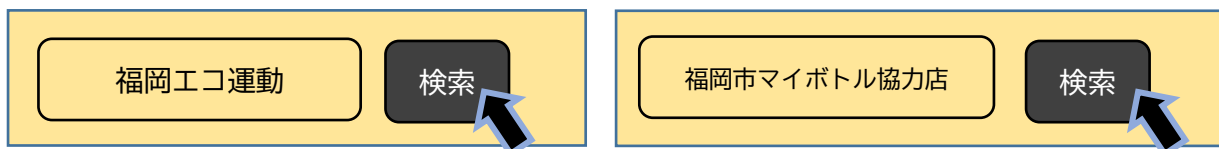
2 目的

福岡市内の飲食店、宿泊施設及び食品小売店等において、外食や宴会での食べ残し及び過剰発注等による売れ残りなどによって生じる食品ロス削減を図るため、事業の定着・実践行動につながる効果的な広報等啓発業務の企画・運営を行い、本市の事業系食品ロスの認知度向上を行うとともに、本事業に賛同する「福岡エコ運動協力店」の募集・連絡調整・PRを行う。

併せて、水やコーヒー等の飲料を、有償・無償を問わず利用者のマイボトルに提供する「福岡市マイボトル協力店」の募集・連絡調整・PRを行う。

なお、事業系食品ロス削減啓発事業（福岡エコ運動）に関する、これまでの取組み実績については、福岡市環境局のホームページを参照すること。

- 福岡エコ運動の概要
- 福岡エコ運動協力店（ロスせんバイ！福岡エコ運動協力店）
- 福岡市マイボトル協力店



3 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号
環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 総事業費

6,570千円以内（上限金額、消費税及び地方消費税を含む。）

6 委託内容

資料2「基本仕様書」のとおり。

7 提案内容

以下の項目について、具体的に「事業提案書」に記載すること。

作成にあたっては、「資料1 事業提案書等作成要領」、「資料2 基本仕様書」、「資料

3 提案・評価項目表」を参照すること。

- (1) 「福岡エコ運動協力店」の新規開拓・連絡調整及び支援等
- (2) 「福岡エコ運動協力店」の利用促進及び食品ロス削減行動の周知啓発
- (3) 「福岡市マイボトル協力店」の新規開拓・連絡調整
- (4) 「ロスせんバイ！福岡エコ運動協力店」の閲覧増加につながる広報、ウェブサイトの活用
- (5) 食品ロス削減につながるキャンペーンの実施
- (6) 市民等へ食品ロス削減につながるアンケートの実施
- (7) その他提案に係る必要な業務
- (8) 業務遂行体制

8 特記事項

- (1) 「6 委託内容」を実施するために必要な経費は、すべて「5 総事業費」に含まれるものとして見積書に記載すること。
- (2) 制作にあたって利用するデザイン・写真・音楽・人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、提案者において処理することを前提に提案すること。
- (3) 複数の提案は認めない。

9 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止など措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (3) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (8) 複数の団体に構成する共同事業体（コンソシアム）で応募することができる。その場合は、応募時に共同事業体を形成し、幹事企業を定めること。
- ・共同事業体で応募する場合は、各構成員が上記（1）～（7）の参加資格を全て満たす必要がある。
 - ・各構成員は、本提案に関する二つ以上の共同事業体の構成員になることはできない。
 - ・応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は、原則として認められない。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

10 提案競技スケジュール

(1) 募集開始	令和6年3月29日（金）
(2) 説明会	令和6年4月16日（火）10時30分～
(3) 質問締切	令和6年4月19日（金）～17時
(4) 質問回答	令和6年4月23日（火）
(5) 申込締切	令和6年5月10日（金）～17時
(6) 辞退届提出	令和6年5月13日（月）～17時
(7) 提案締切	令和6年6月7日（金）～17時
(8) 一次審査結果通知	令和6年6月11日（火）（予定）
(9) 二次審査（プレゼン）	令和6年6月17日（月）（予定）
(10) 二次審査結果通知	令和6年6月20日（木）（予定）
(11) 契約締結	令和6年6月21日（金）以降（予定）

11 説明会

(1) 日 時：令和6年4月16日（火）10時30分～（1時間程度を予定）

(2) 場 所：福岡市役所本庁舎15階1503会議室
（福岡市中央区天神一丁目8番1号）

(3) 注意事項

- ①説明会での質疑応答については福岡市ホームページに掲載する。
- ②説明会当日は実施要項等のホームページ掲載資料は配布しないので、各自持参すること。
- ③説明会への出席は、必ず事前に参加申込を行うこと。
- ④説明会へ出席しない場合でも、本提案競技への参加の参加は可能であるが、説明会で資料を配布する場合がある。説明会資料はホームページ等に掲載しない。

※説明会に参加する場合は、4月12日（金）16時までに以下のとおりEメールにて申し込むこと。

【件名】【食品ロス削減提案競技】説明会・会社名

【本文】会社名、所在地、出席者氏名（全員分）、連絡先（電話番号）

【送付先】gomigenryo.EB@city.fukuoka.lg.jp

12 質疑

提案を行うにあたり、疑義が生じた場合は令和6年4月19日（金）～17時までに、「提案競技に関する質問書（様式3）」に記載の上、電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。電子メール件名は「【食品ロス削減提案競技】質問・会社名」とすること。なお、質問に対する回答は、令和6年4月23日（火）に福岡市ホームページに掲載する。

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

13 参加申込

(1) 提出期限・提出方法

令和6年5月10日（金）～17時までに郵送（必着）または持参すること。

郵送・持参先は「21 問い合わせ先」を参照すること。

(2) 提出書類

①提案参加申込書（様式1-1）

②登記事項証明書（法人の場合）

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注1）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2）法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤消費税及び地方消費税納税証明書

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑥委任状（様式1-2）

注1）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式1-2により委任状を作成して提出すること。

⑦誓約書（様式1-3）

注1）様式1-3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑧役員名簿（様式1-4）

注1) 様式1-4に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式1-5をもとに作成のうえ提出すること。

(3) 提出部数

各1部

(4) 留意事項

- ・上記(2)②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
- ・「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者については、②～⑨の提出を免除する。
- ・プレゼンテーションの順番は、市で抽選により決定する。
- ・参加申込受付後に、提案者番号(A社、B社など)を通知する。

14 参加辞退

参加を辞退する場合は、令和6年5月13日(月)17時までに、「提案参加辞退届(様式2)」を郵送(必着)又は持参にて提出すること。郵送・持参先は「21 問い合わせ先」を参照すること。

15 事業提案書等の提出

(1) 提出期限・提出方法

令和6年6月7日(金)～17時までに、郵送(必着)又は持参すること。

郵送・持参先は「21 問い合わせ先」を参照すること。

電子データについては、PDF形式にして電子メールで提出。

電子メールの件名は、「【食品ロス削減提案競技】提案書・会社名」とすること。

(2) 提出書類

①事業提案書

②見積書

③同種または類似業務の実績表(様式4)

※実績がない場合も「該当なし」と記載して提出すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本5部 ほか、副本の電子データ

(4) その他

①資料1「事業提案書等作成要領」に従うこと。

- ②提出書類に不備がある場合は受付できないことがある。
- ③提出期限までに書類の提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとす。

16 一次審査（書類審査）

（1）審査対象・審査・審査項目

提出書類をもとに選定委員会の審査により、提案者の中から優秀な提案を行った者を5社程度選考する。審査項目は資料3「提案・評価項目表」のとおり。

（2）結果通知

審査後速やかに全提案者にEメールで通知する。

17 二次審査（プレゼンテーション）

（1）審査対象

一次審査によって選出された提案者

（2）提案説明（プレゼンテーション）

選定委員会の審査員に対して、事業提案書等を基に、当該業務に主に従事する担当者がプレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。

プレゼンテーションの詳細な時間・場所は、対象事業者にEメールで通知する。

①日 時：令和6年6月17日（月）（予定）

②場 所：福岡市庁舎及び周辺会議室（予定）

③説 明：時間は35分（説明20分・質疑応答15分）。

④その他：提出された事業提案書をもとに説明すること。

ただし、すでに提案しているものを補足するような資料があれば別途用いても構わないが、新たな提案は認めない。

プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。その他必要な機材等あれば担当者で用意すること。

（3）審査方法及び最優秀提案者の決定

資料3「提案・評価項目表」に示す評価項目について、提案内容がどの程度優れているか選定委員会で評価を行い、最も得点の高い提案者を最優秀提案者として契約相手候補とする。

最高得点者が複数の時は、審査員が協議のうえ決定する。

※評価点が6割に達しないときは、最優秀提案者とししない。

※参加者が1社の場合、選定委員会における評価点が6割以上であれば、最優秀提案者として決定する。

（4）選考結果の通知

令和6年6月20日（木）（予定）。18時までにEメールで通知する。

なお、電話による結果の問い合わせは受け付けない。

18 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、審査委員等に対する不正な行為が認められた場合、または、事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。

19 契約

選定委員会での選考に基づき、福岡市は最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った提案者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

20 その他留意事項

- (1) 本提案競技に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提案デザインは未発表かつ自作のものに限る。
- (5) 審査結果通知後、採用された提案書をもとに福岡市と受託者が協議し委託業務を行うものとし、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (6) 審査結果に関する質問には回答しない。
- (7) この資料を他の目的のために使用することは禁止する。
- (8) 事業提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (9) 本委託業務の全部又は主な部分を第三者に再委託することは禁止する。
- (10) 採用された提案書等の著作権は福岡市に帰属する。
- (11) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (12) 提出された提案書等は、福岡市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (13) 本提案競技は最優秀提案者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (14) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については別途協議のうえ福岡市が定める。

21 問い合わせ先

福岡市環境局循環型社会推進部 ごみ減量推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL : 092-711-4039 FAX : 092-711-4823

E-mail : gomigenryo.EB@city.fukuoka.lg.jp

※持参書類の受付時間は9時～17時（土・日・祝日を除く）